

# キャッシュレス決済端末機の導入を 支援します！！

## 『中津市小規模事業者キャッシュレス決済端末導入補助金制度』

中津市に來訪する観光客の利便性向上を図るため、キャッシュレス決済端末機を導入する小規模事業者に対し、導入費用の一部を助成します。

### 【 概 要 】

#### 《対象者》

次の(1)～(3)に掲げる要件をすべて満たす小規模事業者とします。

(1) 製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が下表に該当する事業者であること。

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

※上記に該当すれば、業種は問いません。

※本事業の補助対象となる小規模事業者の定義は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条と同義です。

(2) 市内に事業所を有すること。

(3) 市税を完納していること。

#### 《対象経費》

キャッシュレス決済（ICクレジットカード及び電子マネー）決済端末機を市内の事業所に設置する費用（裏面参照）

#### 《補助率・補助限度額》

補助率；対象経費の2/3以内

補助限度額；50,000円



#### 《申込み・問合せ先》

中津市 商工農林水産部 商工振興課 商工振興係

電話；(0979) 22-1111 内線421・394

FAX；(0979) 24-4020 メール；syokou@city.nakatsu.lg.jp

《対象経費（詳細）》

補助対象経費	<p>(1) キャッシュレス決済端末及び付属品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュレス決済端末本体機器</li> <li>・汎用端末（PC、スマートフォン、タブレット）</li> <li>・暗証番号入力用のキーパッド</li> <li>・電子マネー決済用の非接触リーダライタ</li> <li>・バーコードリーダ</li> <li>・サインパッド</li> <li>・カスタマーディスプレイ 等</li> </ul> <p>(2) 本体機器を据え付けるために必要な設置費用</p> <p>(3) キャッシュレス決済端末機の設置と同時に行うインターネット回線の開設に要する経費</p> <p>(4) 初期登録手数料</p> <p>※ ICクレジットカード等の基本料、保守経費、運営経費、支払いに係る振込手数料は対象外とする。</p>
補助要件	<p>(1) 導入する機器においては、次の全ての決済が可能であること。</p> <p>ア VISA、MasterCard、JCB、DinersClub、Amex、<sup>ぎんれん</sup>銀聯など、国内だけでなく海外においても広く利用されているクレジットカードによる支払い（1社以上）</p> <p>イ 全国で相互利用ができる交通系の電子マネーの支払い（1社以上）</p> <p>(2) 導入する機器は新品とする（中古は対象外とする。）</p>

《申請回数》

1回の申請につき複数台の申請も可能とするが、1対象者につき一年度（4月1日～3月31日の間）中、1回までとする。

■申請の方法

No.	提出する書類
①	補助金交付申請書（様式第1号）
②	キャッシュレス決済端末整備内容（様式第2号）
③	収支予算書（様式第3号）
④	設置しようとするキャッシュレス決済端末にかかる見積書
⑤	市税納付状況確認書

■補助金の交付手続きの流れ

